

電気供給約款

【低圧】

2017年2月24日実施

ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社

電気供給約款目次

第1章 総則	1
第1条 適用.....	1
第2条 電気供給約款の変更等.....	1
第3条 定義.....	2
第4条 単位および端数処理.....	3
第5条 実施細目等.....	4
第2章 契約について	5
第6条 電気供給契約の申込みと承諾.....	5
第7条 契約の要件.....	5
第8条 契約期間.....	5
第9条 需要場所.....	5
第10条 電気供給契約の単位.....	5
第11条 供給の開始.....	5
第12条 供給の単位.....	6
第13条 承諾の限界.....	6
第14条 電気供給契約書の作成.....	6
第3章 契約種別	7
第15条 契約種別.....	7
第4章 料金の算定および支払い	7
第16条 料金.....	7
第17条 料金の適用開始の時期.....	7
第18条 検針日.....	7
第19条 料金の算定期間.....	7
第20条 使用電力量等の計量.....	8
第21条 料金の算定.....	8
第22条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限.....	9
第23条 遅延利息.....	10
第24条 保証金.....	10
第5章 使用および供給	11
第25条 適正契約の保持.....	11
第26条 需要場所への立入りによる業務の実施.....	11
第27条 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	11
第28条 供給の停止.....	12

第 29 条	供給停止の解除	13
第 30 条	供給停止期間中の料金	13
第 31 条	違約金	13
第 32 条	供給の中止または使用の制限もしくは中止	13
第 33 条	制限または中止の料金割引	14
第 34 条	損害賠償の免責	14
第 35 条	設備の賠償	15
第 6 章	契約の変更および終了	16
第 36 条	電気供給契約の変更	16
第 37 条	名義の変更	16
第 38 条	電気供給契約の廃止	16
第 39 条	供給開始後の電気供給契約の消滅変更に伴う料金の精算	16
第 40 条	供給開始後の電気供給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	17
第 41 条	解約等	17
第 42 条	料金単価の変更	17
第 43 条	電気供給契約消滅後の債権債務関係	17
第 7 章	工事および工事費の負担金	19
第 44 条	供給設備の工事費負担	19
第 45 条	計量器等の取付け	19
第 46 条	電流制限器等の取付け	20
第 8 章	保安	20
第 47 条	調査に対するお客さまの協力	20
第 48 条	保安等に対するお客さまの協力	20
第 9 章	その他	21
第 49 条	連絡体制	21
第 50 条	守秘義務	21
第 51 条	暴力団排除条項	21
第 52 条	管轄裁判所	22

第1章 総則

第1条 適用

当社がお客さまに低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）によります。

第2条 電気供給約款の変更等

(1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款に変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、この本約款に定める供給条件は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、変更後の内容および変更の効力発生時期を、当社ホームページ等で、お客さまにあらかじめお知らせするものとします。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、この供給条件および電気供給契約に定める料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款および電気供給契約の内容によります。

(3) 当社が、本約款の変更等を行う場合、変更の際の供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行うことについて、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。

イ 本約款を変更する場合（口で定める場合を除きます。）、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載するものとし、契約締結後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更した事項、供給地点特定番号を記載するものとします。

ロ 本約款等を変更する場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合に限り、）、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することとし、契約締結後の書面交付については行わないこととします。

ハ 第8条(契約期間)第(2)項の規定に従い電気供給契約が更新される場合、供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを契約締結前の書面交付をすることなく説明することとし、契約締結後の書面交付については、

当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、更新後の契約期間、供給地点特定番号を記載するものとします。

第3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として 3 パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

- (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (13) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (14) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。
- (15) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (16) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (17) 一般送配電事業者
お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (18) 供給地点特定番号
需要場所において 1 つ付与されている番号であって、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用電力量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- (19) 接続供給契約
当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給に係る契約をいいます。

第 4 条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。

第5条 実施細目等

- (1) 本約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

第2章 契約について

第6条 電気供給契約の申込みと承諾

- (1) お客さまが当社と新たに電気供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 電気供給契約は、お客さまからの申込み（別途取り決めの無い限り当社所定の書面を使用した申込みに限ります。）を当社が承諾したときに成立いたします。

第7条 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および系統連系技術要件を遵守していただきます。

第8条 契約期間

- (1) 契約期間は電気供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了日の1ヶ月前までに、お客さまから当社に対する、または当社からお客様に対する電気供給契約終了の当社所定の方法による意思表示がない限り、電気供給契約の契約期間は契約終了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第9条 需要場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、本条第(1)項にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物が一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱といたします。

第10条 電気供給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1需要場所について、原則として、1電気供給契約を結びます。

第11条 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの電気供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 12 条 供給の単位

当社は特別の事情がない限り、1 需要場所につき 1 供給電気方式 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。ただし、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約することができます。

第 13 条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には電気供給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。

第 14 条 電気供給契約書の作成

電気供給契約の成立は、第 6 条（電気供給契約の申込みと承諾）第(2)項のとおり、お客さまからの申し込みに当社が承諾したときに成立します。当社は電気の供給に関する必要な事項について、特別な事情がある場合を除き、別途、電気供給契約に関する文書を作成しないものとし、お客さまはこれに承諾するものとします。

第3章 契約種別

第15条 契約種別

契約種別に関する詳細事項は、契約種別定義書にて定めます。

第4章 料金の算定および支払い

第16条 料金

料金は、基本料金、電力量料金および契約種別定義書の別表の1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は契約種別定義書別表の2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表の2（燃料調整費）(1)ロ（イ）の場合は、別表の2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表の2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表の2（燃料調整費）(1)ロ（ロ）の場合は、別表の2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

第17条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

第18条 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日とします。

第19条 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から供給終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、本条第(1)項にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供

給を開始し、または電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から供給終了日の前日までの期間といたします。

(3) 料金は、電気供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第20条 使用電力量等の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（電気供給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1) 最大供給電力の計量は、一般送配電事業者が設置した30分最大需要電力計により行うものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、契約種別定義書の別表の3（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

第21条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または電気供給契約が終了した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 本条第(1)項イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、「供給した日数」とは、本条第(1)項イの場合においては、電気の供給の開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除くものといたします。また、本条第(1)項ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次の通りといたします。

- ① 基本料金を日割りする場合

$$1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

- ② 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

イ 本条第(1)項イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 本条第(1)項ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (3) 本条第(1)項イの場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、本条第(1)項ロの場合の電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。ただし、当社にて使用電力量の計量が行えない場合または当社が計量した使用電力量と一般送配電事業者が計量した使用電力量とに差異が生じた場合、一般送配電事業者が計量した使用電力量を料金の算定期間の使用電力量といたします。

第 22 条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。
- イ 原則として検針日といたします。
 - ロ 電気供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて電気供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金の支払期日は、次のイからニの場合を除き、当社がその所定の方法により請求を行った日の属する月の翌月末日その他の当社が別に定める日といたします。なお、支払期日が休日等に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
- イ お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
 - ロ お客様が、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
 - ハ お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
 - ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) 本条第(2)項イからニまでに該当する場合、お客様の料金の支払期日は、当社が別に定める場合を除き、次のとおりといたします。
- イ 本条第(2)項イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から 2 営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 2 営業日後の日といたします。
 - ロ 本条第(2)項イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支

払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 5 営業日後の日といたします。

- (4) お客さまが、本条第(2)項イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。
- (5) 電気料金の支払い方法は、クレジットカードまたは金融機関の口座からの自動引き落としの方法による支払いとさせていただきます、詳細は当社の定めるところによるものとします。
- (6) 本条第(5)項より、お客さまが指定する金融機関の該当口座より自動引落としがなされなかった場合には、当社が改めて指定する銀行口座にお振込みいただきます。また、この時、お振込手数料はお客さまのご負担となります。当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (7) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過小額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

第 23 条 遅延利息

- (1) 延滞利息は、年 14.6 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第 24 条 保証金

- (1) 当社は、原則として供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。ただし、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までといたします。
- (3) 当社は、電気供給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 保証金については利息を付さないものとします。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、本条第(3)項により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

第5章 使用および供給

第25条 適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、当社とお客さまとの電気供給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかにお客さまとの当該契約を適正なものに変更させていただくものとします。

第26条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 第48条（保安等に対するお客さまの協力）第(1)項または第(2)項によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 第28条（供給の停止）、第38条（電気供給契約の廃止）第(1)項または第41条（解約等）により必要な処置
- (6) その他この本約款によって、電気供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第27条 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、本条第(1)項に準ずるものといたします。

第 28 条 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。
- イ お客様が料金を支払期限を経過してなお支払わない場合
 - ロ お客様が契約種別定義書および本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅延利息、保証金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 第 26 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ 第 27 条（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - ホ その他お客様が電気供給契約または本約款に反した場合。
- (4) 当社がお客様に第 25 条（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (5) 本条第(1)項から第(4)項によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のための処置を行うと同時に、一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。
- なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をさせていただきます。

第 29 条 供給停止の解除

第 28 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

第 30 条 供給停止期間中の料金

第 28 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の 50 パーセント相当額を第 21 条（料金の算定）第(2)項により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

第 31 条 違約金

- (1) お客さまが第 28 条（供給の停止）第(3)項口に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) 第(1)項の「免れた金額」とは、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

第 32 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等、一般送配電事業者が電気の供給を中止しまたは使用を制限もしくは中止する要請を行った場合
- (2) 本条第(1)項の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 33 条 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、第 32 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第(1)項によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。
 - イ) 割引の対象
基本料金、ただし第 19 条（料金の算定期間）イの場合は、供給期間について算定される第 21 条（料金の算定）第(2)項の額と供給停止期間について算定される第 30 条（供給停止期間中の料金）の額とを合計した当該算定期間 1 月の基本料金を対象とし、第 19 条（料金の算定期間）ロの場合は、制限または中止の日における変更前または変更後の基本料金を対象といたします。
 - ロ) 割引率
1 月中の制限、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。
 - ハ) 制限または中止延べ日数の計算
延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。
- (2) 本条第(1)項による延べ日数を計算する場合を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまにあらかじめお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 本条第(1)項による割引額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

第 34 条 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 第 32 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第(1)項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 第 28 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、第 41 条（解約等）、または期間満了によって電気供給契約を解約した場合もしくは電気供給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまも

しくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

- (6) 当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負わないことといたします。
- (7) 前各項に定める免責については、個人のお客さまの場合であって、かつ当社の責めに帰すべき場合はこの限りではありません。

第 35 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価格と取替工事との合計額

第6章 契約の変更および終了

第36条 電気供給契約の変更

電気供給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが電気供給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

第37条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

第38条 電気供給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 電気供給契約は、第41条（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気供給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気供給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (3) 第41条（解約等）によって、当社が電気供給契約を解約した場合は、解約日に電気供給契約は消滅するものといたします。

第39条 供給開始後の電気供給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 40 条 供給開始後の電気供給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気供給契約が消滅する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 41 条 解約等

- (1) 当社は、お客さまが料金を支払期限を経過してなお支払わない場合、お客さまが契約種別定義書及びおよび本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅延利息、保証金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合その他第 28 条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、電気供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、15 日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、第 38 条（電気供給契約の廃止）第(2)項による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が供給を終了させるための処置をおこなった日に電気供給契約は消滅するものといたします。
- (3) 第 37 条（名義の変更）の際に、当社は電気供給契約を解約し、または第 24 条（保証金）に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。

第 42 条 料金単価の変更

当社は、発電費用等の変動等により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、電気供給契約における新たな料金単価を定めることができます。

イ 当社は事前に新たな適用単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面でお客さまに通知いたします。

ロ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の 15 日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで電気供給契約を解約することができます。この場合には、電気供給契約は、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。

ハ 上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合には、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

第 43 条 電気供給契約消滅後の債権債務関係

電気供給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気供給契約の消滅によって
は消滅いたしません。

第7章 工事および工事費の負担金

第44条 供給設備の工事費負担

- (1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客様よりその負担金を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって供給開始にいたらないで電気供給契約を廃止または変更される場合は、当社は一般送配電事業者から請求された費用をお客様より申し受けます。
- (3) その他お客様の側の事情に基づき当社が一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様にその工事費を負担していただきます。

第45条 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の二次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として当社または一般送配電事業者の所有とし、当社または一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の二次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、本条第(1)項によりお客様が施設した設備については、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更する場合には、当社は、実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。
- (5) その他お客様の事情により当社が一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき工事費等の費用負担を求められた場合には、全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客様に申し受けます。

第 46 条 電流制限器等の取付け

- (1) 電気の供給場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

第 8 章 保安

第 47 条 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業省の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）へ通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (3) 本条第(2)項により一般送配電事業者が調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

第 48 条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、直ちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の計量器もしくは一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

第9章 その他

第49条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立および維持するものとし、詳細についてはお客さまと当社が協議の上これを定めることとします。

第50条 守秘義務

お客さまおよび当社は、電気供給契約に関して知り得た事項（(a)受領時点で既に当事者が相手方に対して守秘義務を負うことなく所有・保持していた情報、(b)受領時点で既に公知となっている情報、(c)第三者から適法に入手した情報、および(d)受領当事者の責めによらず公知となった情報を除きます。）につき厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り、他に漏洩してはならないものとし、ます。ただし、法令上の根拠に基づきまたは公的機関より開示を要求された場合その他止むを得ない場合はこの限りでないものとし、ます。

第51条 暴力団排除条項

- (1) お客さまおよび当社は、電気供給契約締結時において「反社会的勢力」（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいいます。以下同じ。）または暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」といいます。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、および⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。）ではないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。
- (2) お客さまおよび当社は、電気供給契約締結時において「反社会的行為」（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計もしくは

威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為、および⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいいます。)を行っていないことを表明および保証し、また、将来においても反社会的行為を行わないことを確約します。

- (3) お客様および当社は、相手方が本条第(1)項または第(2)項のいずれかに違反した場合は、催告等なくして直ちに相手方に通知することにより電気供給契約を解除することができるものとします。
- (4) お客様および当社は、本条第(3)項に基づく解除により、本条第(1)項または第(2)項に違反した相手方に損害を与えた場合においても、一切の損害賠償の責任を負わないものとします。

第 52 条 管轄裁判所

お客さまとの電気供給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本約款は 2017 年 2 月 24 日より施行するものとします。